

令和4年12月13日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

経済・環境対策特別委員会資料

目 次

	ページ
1 中小企業・小規模企業の活性化の取組について……………	1
(1) 新型コロナウイルス感染症等に係る県内中小企業等への支援について……………	1
(2) 「中小企業制度融資」について……………	6
2 観光の主な取組について……………	11
(1) 神奈川県観光振興条例の改正の方向性について……………	11
(2) 神奈川県観光振興計画の県民意見反映手続等の結果について…	13
(3) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた観光施策の対応について……………	20

1 中小企業・小規模企業の活性化の取組について

(1) 新型コロナウイルス感染症等に係る県内中小企業等への支援について

ア 県内中小企業等に対する支援

(ア) 「経営相談窓口」の設置

令和2年1月30日から、金融課、(公財)神奈川産業振興センター、神奈川県信用保証協会、商工会・商工会議所、神奈川県中小企業団体中央会、(公社)商連かながわ及び神奈川県商店街振興組合連合会に「経営相談窓口」を設置し、経営や金融に関する相談対応を実施している。

また、原油価格の上昇により影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する相談窓口として、令和3年11月10日から、金融課及び(公財)神奈川産業振興センターに「原油価格上昇に関する特別相談窓口」を設置し、金融や経営に関する相談対応を開始した。なお、神奈川県信用保証協会、商工会・商工会議所、神奈川県中小企業団体中央会においても、特別相談窓口を開設している。

令和4年2月25日に、国の動きと歩調を合わせ、同窓口を「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」に拡充した。

(イ) 中小企業制度融資による資金繰り支援

令和4年度は、別枠で利用可能な「生産性向上支援融資」の信用保証料補助を拡充した。

また、令和4年3月に新設した「原油・原材料高騰等対策特別融資」の信用保証料補助を7月から拡充し、信用保証料をゼロとした。

さらに、「コロナ新事業展開対策融資」、「伴走支援型特別融資」の信用保証料補助を10月から拡充し、昨年度と同様に信用保証料をゼロとした。

(ウ) 再起促進支援等

a 中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金

【ビジネスモデル転換事業】

中小企業者等が行う、自動車部品製造から福祉介護用品製造への転換など、ビジネスモデルの転換に係る経費を補助する。

(上限3,000万円 補助率：補助対象経費の3/4以内)

<実施状況(令和4年12月6日現在)>

令和4年4月1日から5月31日まで公募を実施

申請件数 933件

申請金額 11,829,648千円

交付件数 21件

交付金額 207,521千円

b 神奈川産業振興センター事業費補助（新型コロナ支援）

令和2年度及び3年度に実施した「中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金<ビジネスモデル転換事業>」の補助事業者で、事業計画どおりに進捗していない事業者を対象に、（公財）神奈川産業振興センターが専門家（中小企業診断士等）を派遣し、継続的な支援を行う。

c 神奈川産業振興センター事業費補助（物価高騰等支援）

物価高騰等に伴い、厳しい経営環境に置かれている中小企業等からの経営に関する相談の増加が見込まれることから、（公財）神奈川産業振興センターの支援体制を強化する。

<補助対象事業の概要>

相談員の拡充、オンライン相談体制の強化、専門家派遣事業の拡充、セミナー開催、オンライン商談システムの構築等

d 経営支援事業費補助（物価高騰等支援）

物価高騰等に伴い、厳しい経営環境に置かれている中小企業等からの経営に関する相談の増加が見込まれることから、商工会・商工会議所等の支援体制を強化する。

<補助対象事業の概要>

オンライン相談体制の強化、経営支援担当職員等の拡充、新規取引先の開拓支援、セミナー開催等

e 中小企業団体中央会補助金（物価高騰等支援）

(a) 共同施設設置補助の拡充

事業協同組合等が、物価高騰等の影響を軽減するため、組合員の利用する共同施設を設置する経費等に対して、神奈川県中小企業団体中央会を通じて補助する。

（上限3,000万円 補助率：補助対象経費の3/4以内）

<補助対象事業>

生産性向上や省エネルギーに資する共同施設の設置等

(b) 支援体制の強化

物価高騰等に伴い、厳しい経営環境に置かれている事業協同組合等からの経営に関する相談の増加が見込まれることから、神奈川県中小企業団体中央会の支援体制を強化する。

<補助対象事業の概要>

オンライン相談体制の強化、支援補助員の拡充

f 経営資源引継・事業再編事業費補助

【神奈川県事業承継補助金】

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者が、第三者への事業承継を行う際の、次の取組に係る経費を補助する。

(a) 買い手支援A

譲渡者において常時使用していた従業員を引き続き県内で雇用する取組

(b) 買い手支援B

専門家等と連携する取組（デューデリジェンス費用等に対する補助）

(c) 売り手支援

専門家等と連携する取組（企業価値の算定費用等に対する補助）

（それぞれの取組に対して、上限100万円 補助率：補助対象経費の3／4以内）

<実施状況（令和4年12月6日現在）>

- ・令和4年5月19日から公募を開始
- ・令和4年11月16日、公募期間を令和5年1月31日まで延長するとともに、補助事業として「買い手支援B」「売り手支援」を追加し、補助金の内容を拡充

申請件数 2件

申請金額 1,600千円

g 県内消費喚起対策事業（第2弾）

コロナ禍などの影響により売上げが減少している県内産業を支援するため、消費者が県内の小売店・サービス事業者・飲食店等において、「かながわPay」を通じて二次元コード決済サービスで代金を支払った際、決済額の最大20%の金額に相当するポイント（1人当たり上限30,000円相当分、総額100億円）を消費者に還元する。

<実施状況>

- ・ポイント付与期間：令和4年7月19日から10月30日まで
- ・ポイント利用期間：令和4年7月26日から令和5年1月31日まで

h 商店街等プレミアム商品券支援事業費補助

商店街の活性化及び地域における消費を喚起するため、商店街団体等が実施するプレミアム商品券発行事業に対して補助する。

(上限：1 商店街200万円 (ただし、正会員数が40以下の団体は100万円)、複数商店街500万円 補助率：補助対象経費の3 / 4 以内)

<実施状況 (令和4年12月6日現在) >

- ・ 令和4年4月21日から7月29日まで一次公募を実施
申請件数 42件
申請金額 98,772千円
- ・ 令和4年9月5日から12月16日まで二次公募を実施
申請件数 27件
申請金額 58,573千円

i 商店街等再活性化支援事業費補助

(a) 商店街等再起重点支援事業費補助

小規模な商店街団体等が地域コミュニティの核としての重要な役割を果たせるよう、商店街の再活性化のために行う事業に対して補助する。

(上限：1 商店街150万円 補助率：補助対象経費の3 / 4 以内)

<実施状況>

- ・ 令和4年4月7日から5月27日まで公募を実施
申請件数 23件
申請金額 13,637千円

(b) 商店街等名産PR事業費補助

商店街団体等が商店街の魅力ある商品等を再発見するとともに、その商品をPRすることで、商店街の魅力を発信する事業に対して補助する。

(上限：1 商店街30万円、補助率：補助対象経費の3 / 4 以内)

<実施状況 (令和4年12月6日現在) >

- ・ 令和4年4月21日から12月16日まで公募を実施
申請件数 65件
申請金額 18,711千円

j 貨物運送事業者物価高騰対応費補助 (物価高騰等支援)

地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、燃料価格高騰により経営に影響を受けている中小貨物運送事業者に対して、貨物運送事業者燃料高騰対応支援金を交付する。

- (a) 一般又は特定貨物自動車運送事業用の自動車 (緑ナンバー)
1台当たり23,000円
- (b) 貨物軽自動車運送事業用の自動車 (黒ナンバー)

1台あたり8,000円

<実施状況（令和4年12月2日現在）>

- ・令和4年9月2日から令和5年1月16日まで申請を受付

申請件数 2,216件

交付件数 681件

交付金額 292,143千円

(2) 「中小企業制度融資」について

ア 融資実績

令和4年度(9月末)の融資実績は、997億円(対前年同期比 111.8%)となった。

この実績の増加は、今年度(令和4年度)7月から信用保証料負担を最大ゼロに軽減し、県内中小企業の「経営の安定」と「事業継続」を支えることを狙いとした「原油・原材料高騰等対策特別融資」に、多数の申込があったことによるものである。

(単位：億円)

区 分	令和2年度 (9月末)		令和3年度 (9月末)		令和4年度 (9月末)		R4-R3 増減額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
(新型コロナウイルス感染症対応資金を含む) 経営安定型資金	経営安定資金 (新型コロナウイルス感染症対応資金を含む)	24,573	5,435	2,835	616	2,203	593	△ 23
	新型コロナウイルス関連融資 (新型コロナウイルス感染症対応資金を含む)	24,510	5,418	2,714	582	317	70	△ 512
	売上・利益減少対策融資 【新型コロナウイルス要件】	269	76	142	37	118	29	△ 8
	セーフティネット保証5号	482	179	177	51	-	-	皆減
	新型コロナウイルス対策特別融資 (4号別枠)	1,836	602	196	52	199	40	△ 12
	新型コロナウイルス対策特別融資 (危機関連保証別枠)	2,392	964	451	75	-	-	皆減
	新型コロナウイルス感染症対応資金	19,531	3,594	1,748	365	-	-	皆減
	事業再生サポート融資(感染症対応枠)	-	-	0	0	0	0	0
	売上・利益減少対策融資(新型コロナウイルス要件を除く)	24	6	87	23	1,791	489	466
	売上利益減少対策融資	24	6	87	23	55	14	△ 9
	原油・原材料高騰等対策特別融資	-	-	-	-	1,736	474	皆増
	セーフティネット保証5号 (新型コロナウイルス関連を除く)	0	0	0	0	57	21	21
	令和元年台風関係融資	1	0	-	-	-	-	-
	借換支援融資	19	6	25	7	24	7	0
	条件変更改善借換融資	2	0	0	0	0	0	0
	リターンアシスト長期保証融資	16	4	7	2	10	3	1
	その他	1	0	2	0	4	0	0
体質強化型資金	小口零細企業保証資金	305	16	497	25	666	32	7
	小規模事業資金	185	24	311	39	379	45	6
	事業振興資金	184	39	937	182	1,509	289	107
	新型コロナウイルス関連融資	-	-	694	126	1,093	197	71
	コロナ新事業展開対策融資	-	-	275	43	548	75	32
	コロナ・災害対策支援融資	-	-	4	1	1	0	△ 1
	伴走支援型特別融資	-	-	415	81	544	122	41
	生産性向上支援融資	1	0	13	5	16	6	1
その他	183	39	230	51	400	85	34	
ライフステージ型資金	ライフステージ別資金	227	19	347	28	473	35	7
	(創業期・拡大期)創業支援融資等	224	18	342	26	471	34	8
	(再生期)事業承継関連融資	3	1	5	1	2	0	△ 1
	政策連動資金	3	0	2	0	3	0	0
合 計	25,477	5,535	4,929	892	5,233	997	105	

※ 令和4年度実績(9月末合計)の対前年同期比は、件数が106.2%、金額が111.8%となった。
 ※ 端数処理の関係で、資金ごとの合計金額の計と「合計」欄の金額が一致しない場合がある。
 ※ 各融資メニューの金額は億円未満の端数を切捨て。

イ 新型コロナウイルス感染症等の影響を受ける県内中小企業者への支援

(ア) 新型コロナウイルス関連融資の拡充等

令和3年4月1日から、新型コロナウイルス感染症による事業活動の影響から脱却するため、新たな事業展開や経営の改善を後押しする「コロナ新事業展開対策融資」及び「伴走支援型特別融資」を実施するとともに、同年7月1日からは、信用保証料負担を最大ゼロに軽減し、中小企業者等への金融支援を強化し、実施した。

令和4年度は、令和3年度に引き続き、「コロナ新事業展開対策融資」及び「伴走支援型特別融資」を実施するとともに、同年10月17日から、再度信用保証料負担を最大ゼロに軽減し、中小企業に「稼ぐ力」を身につけていただくよう、資金面からサポートを実施している。

(イ) 新型コロナウイルス関連の融資実績（令和2年2月～令和4年11月）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業の資金繰り支援のため、金利と信用保証料負担を軽減した新型コロナウイルス関連融資の実績は、令和4年度11月末までに46,089件、9,768億円となった。

【新型コロナウイルス関連融資実績（令和2年2月～令和4年11月末）】

単位：億円

融資メニュー	件数	金額
コロナ新事業展開対策融資	2,265	330
コロナ・災害対策支援融資	6	2
伴走支援型特別融資	2,063	449
事業再生サポート融資（感染症対応枠）	6	2
売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】	979	266
セーフティネット保証5号	1,104	374
新型コロナ対策特別融資（4号別枠）	2,992	936
新型コロナ対策特別融資（危機関連保証別枠）	3,674	1,276
新型コロナウイルス感染症対応資金	33,000	6,128
計	46,089	9,768

※ 端数処理の関係で、融資ごとの合計金額の計と「計」欄の金額が一致しない場合がある。

※ 各融資メニューの金額は億円未満の端数を切捨て。

ウ ウクライナ情勢・原油価格上昇等の対応

(ア) これまでの経過

原油価格の上昇により影響を受けた中小企業・小規模事業者（以下、中小企業）に対する支援として、

- ・ 令和3年11月10日から、金融課及び（公財）神奈川産業振興センター等に「原油価格上昇に関する特別相談窓口」を設置
- ・ 令和4年2月25日に、国の動きと歩調を合わせて、「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」に拡充
- ・ 同年3月9日には原油価格・物価高騰等に直面する中小企業を対象とした「原油・原材料高騰等対策特別融資」を新設
- ・ 同年7月25日から12月28日までの間、「原油・原材料高騰等対策特別融資」の信用保証料補助を拡充し、中小企業が負担する信用保証料をゼロとするため、6月補正予算に約9.3億円を計上
- ・ 予想を上回る融資の申込みに対応するため、9月補正（その2）で約40.2億円の追加予算を計上
- ・ 10月末までの融資実績は、2,421件、約628億円となり、年末まで実施すると、予算が不足することが見込まれた。
- ・ 同年11月7日には、既に想定を超えて融資の利用が増加していることから、予備費（10億円）を充当し、当面の間対応することとした。
- ・ 年末までの資金需要に対応するため、11月補正（その1）で約32.0億円の追加予算を計上した。

(イ) 県内中小企業を取り巻く状況

a 県内中小企業者の業況

- 日本銀行横浜支店「企業短期経済観測（短観）（9月）」
令和4年度の下期の「企業利益」の見込みは、

- ・ 大企業、前年同期比 12.8%増
- ・ 中小企業、前年同期比 10.0%減

大企業とは対照的に、中小企業は「企業利益」の悪化が見込まれる。

- 神奈川産業振興センター「令和4年7～9月期中小企業景気動向調査」

- ・ 業況D I（総合）前期比2.7ポイント低下の▲40.4
- ・ 10－12月期見込、▲41.2

と更に「業況」の悪化が見込まれる。

	令和3年	令和4年				令和5年
	10-12月期	1-3月期	4-6月期	7-9月期	10-12月期 見込	1-3月期 見込
業況D I	▲38.2	▲39.3	▲37.7	▲40.4	▲41.2	▲37.9
売上D I	▲18.5	▲36.5	▲23.4	▲27.7	—	—
採算D I	▲29.7	▲39.8	▲40.1	▲41.8	—	—

- ・ 業況D I（総合）と比較して、「卸売業」、「小売業」、「飲食店」の悪化が顕著。

業況D I	令和3年	令和4年				令和5年
	10-12月期	1-3月期	4-6月期	7-9月期	10-12月期 見込	1-3月期 見込
建設業	▲16.8	▲7.3	▲16.8	▲21.3	▲18.2	▲18.3
卸売業	▲48.1	▲45.2	▲42.7	▲46.7	▲51.4	▲48.1
小売業	▲60.1	▲63.1	▲56.6	▲60.9	▲62.6	▲58.0
飲食店	▲63.5	▲84.8	▲48.6	▲63.5	▲66.7	▲55.7

b 資金繰りの状況

- 横浜信用金庫「《よこしん》景況レポート（10月）」
 - ・ 資金繰りD I（全業種総合）は、7-9月期▲5.2
 - ・ 10-12月期▲6.1と、前期比0.9ポイント低下と更に「資金繰り」の悪化が見込まれる。

c 中小企業支援機関における相談実績とその内容（11月末現在）

- ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口の相談件数
 - ・ 令和4年2月25日～11月30日 1,128件
(内容例)
 - ・ 建築材料卸売業
「発注後に仕入価格が高騰するなどしている」
「売上は変わらないが利益が減っている」
 - ・ 飲食業
「ラーメンの原材料（小麦粉など）の価格が高騰し、資金繰りを圧迫」

(ウ) 「原油・原材料高騰等対策特別融資」の実績

(単位：件、億円)

年 月	件 数	金 額
令和4年3月～7月	94	28.6
8月	628	175.7
9月	1,017	270.7
10月	682	153.5
11月	751	182.7
合 計	3,172	811.4

※ 各月の融資金額は、端数の切捨てのため合計金額と一致しない。

※ 保証料ゼロを実施した7月25日以降、11月30日までの融資実績は、3,130件、799.8億円。

2 観光の主な取組について

(1) 神奈川県観光振興条例の改正の方向性について

ア 経緯

神奈川県観光振興条例（以下「条例」という。）の附則において「知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

直近の見直しの検討を行う期間は令和2年4月以降の1年間であったが、新型コロナウイルス感染症の観光への影響の全体像を把握できないことなどを踏まえ、見直しの検討期間を1年間延期し、令和3年度中に検討を行うこととした。

しかし、令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響が継続していたことから、見直しの検討期間を更に1年間延期し、令和4年度中に行う計画の改定と合わせて、条例の見直しの検討を行うこととした。

見直し作業を行ったところ、新型コロナウイルス感染症の影響やその他観光をめぐる環境の変化に伴い、必要性及び基本方針適合性において、一部課題が生じたことから、改正を検討する必要があるという結果であったことを令和4年9月の第3回定例会国際文化観光・スポーツ常任委員会に報告した。

見直し作業の結果を踏まえ、このたび改正の方向性をとりまとめた。

イ 改正の方向性

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客が訪れる観光地を選択する基準として、「安心であること」が求められるようになっていくことから、条例において「安心」の観点について理念規定や施策規定に盛り込む。（第3条第7項、第10条第3項）

また、「神奈川県観光振興重点期間」については、観光振興は年間を通じて行う流れがあることや、戦略的な観光需要の分散化が重要となることから、削除する。（第19条）

【参考】神奈川県観光振興条例（抜粋）

（基本理念）

第3条

7 観光の振興に関する施策は、観光が健康的でゆとりのある生活を実現する上で果たす役割の重要性にかんがみ、県民の観光旅行の促進とともに、誰もが安全かつ容易に観光旅行をすることができる環境の整備が図られるよう講ぜられなければならない。

（魅力ある観光地の形成）

第10条

3 県は、県内における観光旅行の安全の確保を図るため、観光地における事故の発生の防止に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（神奈川県観光振興重点期間）

第19条 県は、市町村及び観光事業者等との連携による観光の振興を図るため、少なくとも毎年度1回、神奈川県観光振興重点期間を設ける。

2 神奈川県観光振興重点期間は、通算して1月以上とするものとする。

3 県は、神奈川県観光振興重点期間には、その趣旨にふさわしい活動を実施するものとする。

ウ 今後の予定

令和5年1月以降	第4回神奈川県観光審議会にて条例改正について審議
令和5年2月	令和5年第1回定例会にて条例改正案を提出
令和5年4月	改正条例施行（予定）

(2) 神奈川県観光振興計画の県民意見反映手続等の結果について

ア 経緯

県では、平成21年10月に神奈川県観光振興条例を制定するとともに、同条例第15条第1項に基づき、平成22年3月に神奈川県観光振興計画（以下「計画」という）を策定した。

直近の第4期計画の期間は、平成31年4月から令和4年3月までの3年間だったが、新型コロナウイルス感染症による観光への影響の全体像を把握できないことなどを踏まえ、計画期間を1年間延長し、令和5年3月までとした。

新型コロナウイルス感染症により、観光は大きな影響を受けた一方、密を避けた個人旅行や地元や近隣への観光（マイクロツーリズム）など新たな観光需要が顕在化している。このような観光をめぐる環境の変化に対して、県が総合的かつ計画的に観光施策を推進していくため、計画を改定する。

第2回神奈川県観光審議会において、計画の改定素案の審議を行い、議会への報告を経て、県民意見反映手続（パブリック・コメント）及び市町村への照会を行った。

イ 改定素案に対する県民意見反映手続・市町村照会の結果

(ア) 期間

令和4年10月4日（火）から令和4年11月2日（水）まで

ウ 実施結果

(ア) 県民意見件数 104件

市町村意見件数 7件

(イ) 意見の内訳

意見の内容	件数	
	県民意見	市町村
神奈川県観光振興計画の概要	0	0
1 観光振興計画について	0	0
2 計画の制定及び改定の経緯	0	0
3 本計画の目指すところ	5	0
4 計画期間	2	0
5 日本における観光をめぐる状況	0	0
6 神奈川県における観光をめぐる状況	9	0
7 7つのエリアについて	9	4
8 計画における数値目標	11	0

9 本計画における重点的視点	4	0
10 施策体系		
基本施策1（観光データの活用）	6	0
基本施策2（観光資源の磨き上げの発掘・磨き上げや地域で活躍する観光人材の育成）	9	2
基本施策3（観光客の受入環境の整備）	7	1
基本施策4（地域の特徴や意見を踏まえた国内外への戦略的プロモーション）	27	0
基本政策5（観光関連産業の成長促進）	0	0
11 計画の推進体制	10	0
12 その他（全体に対するもの等）	5	0
計	104	7

(ウ) 意見の反映状況

反映状況区分	件数	
	県民意見	市町村
A 計画に反映するもの	10	3
B 既に計画に盛り込んでいるもの	39	1
C 今後の取組の参考とするもの	33	1
D 計画に反映できないもの	5	2
E その他（感想、質問等）	17	0
計	104	7

(エ) 主な意見

< 県民意見 >

a 「A 計画に反映するもの」

目次	該当頁	県民意見	反映に係る考え方
7	25、26	客室稼働率における説明文とグラフの数値が異なる。	「客室稼働率」のグラフに誤りがあり訂正する。
8	46、47	前期計画の期間の達成状況を記載すべきだが、令和4年分の数値が記載されていない。	各種統計の令和4年の数値は令和5年以降に発表されるため、令和4年の目標値を記載する。
6	9	前計画の4つの基本施策ごとに具体的に整理して記載すべき。	前計画における4つの基本施策ごとに整理し記載する。

6ほか	14ほか	「人流が多い」という表現は観光が否定されている感があり業界では馴染まない。集客とした方がよい。	「人の流れ」を客観的にはかるものとして、集客とは異なった意味で「人流」という言葉を用いている。なお、本計画において用いる「人流」の説明を追記する。
－	全体	観光消費額、観光消費総額、観光消費額総額の3つが混在しているので統一すべき。	「観光消費額総額」に統一して記載。
－	全体	「訪日外国人客」、「海外からの観光客」の2つが混在しているので統一すべき。	名称が示す内容と記載箇所に応じた言葉を整理し使用する。また、統計を引用する場合は統計における名称を使用する。
10	72	インスタグラムなどSNSを利用した情報発信を強化すべき。(ほか同主旨の意見2件)	基本施策4「(6)多様なデジタルツール等を活用した情報発信」「①ホームページによる観光情報の発信」に、SNSを活用した情報発信について明記する。
－	全体	旅行用語については、一般の県民が理解できるように、分かり易い表現にしてほしい。	専門用語等については、県民の目線で分かりやすい表現に改める。

b 「B 既に計画に盛り込んでいるもの」

- 消費単価を増加させるためには、別の観光地へ誘導したり宿泊に結びつけたりすることが必要である。
- 日本人観光客や外国人観光客の宿泊を増やすべきではないか。
- リピーターを大切にしていくことで、さらに観光客も増えていくのではないか。

c 「C 今後の取組の参考とするもの」

- 7つのエリアの特徴を踏まえ、市町村と連携しながら、ターゲットを明確にして県内外へわかりやすくアピールすることが重要である。
- 大学連携事業について、若者の思考調査、情報流通に関する調査、地域と連携した施策の展開、観光に資する地域イノベーション等を検討すべきである。
- 移動自体がエンターテインメント、観光コンテンツとなるような取組も必要ではないか。

d 「D 計画に反映できないもの」

目次	該当頁	県民意見	反映に係る考え方
10	72	「かながわの名産100選」や「かながわブランド」に選定・認定されているものが混在しているため、将来的に一本化が望ましい。	かながわの名産100選は、かながわ産品をPRすることで、本県への誘客に活用するものであり、かながわブランドは、特産品の流通の面から支援するものである。
4	3	計画期間について、令和8年まででは短い。	観光をめぐるトレンド等の変化は激しいことから、計画期間を4年とした。なお、計画期間内であっても、社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行う。
10	67	新たな観光地をつくと神奈川の魅力が分散してしまうので、知名度のある横浜、箱根、鎌倉に集中すべき。	県内には自然、温泉、宿泊施設、グルメ、スポーツ、キャンプ、歴史等観光資源が豊富にあるため、本計画では、多様なニーズに応じて県全体へ来訪、周遊を促すような施策を行う。
10	69、70 71	「10 施策体系」「基本施策4」で実施する事業について、ターゲットとする対象別（日本人観光客向け、訪日外国人、共通など）に区分して整理したほうがよい。	本計画では、多様なテーマに沿ったプロモーション、観光関連事業者等と連携したプロモーション等により施策を整理している。ターゲットになる対象は、各施策の特性に応じて個別に検討する。
11	75	観光関連事業者、観光関連以外の他産業や市町村等の連携としているが、連携等の具体的な方法論について詳細な記載があるとよい。	本計画は、観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を定めている。連携等の具体的な方法論は、具体的な施策を行っていく上で、連携先の事情を踏まえ個別に対応する。

e 「E その他（感想、質問等）」

- 相模湖・相模川エリアはなぜ外国人が多いのか。他の地域よりも高い割合になる理由は何か。
- 観光振興により観光客だけでなく地域の住民の理解、満足の高まりにより地域が輝くことを目指すことは、とてもよい考え方である。

- 神奈川の観光エリアを7つに分け各エリアで観光データを収集・分析し特徴をとりまとめたことはよい試みだと思う。

<市町村意見照会>

a 「A 計画に反映するもの」

目次	該当頁	照会回答	対応
7	35、38	「7 7つのエリア」の「⑤三浦半島エリア」と「⑥相模湖・相模川流域エリア」の記載順序が逆である。	誤りであるため訂正をする。
10	60	基本施策2(1)⑨「世界遺産登録を目指している、神奈川が誇る「鎌倉」の」のうち「神奈川が誇る」の部分を削除してほしい。	「神奈川が誇る」の部分を削除する。
10	65	基本施策3(4)④自転車等の活用による二次交通の充実について、シェアサイクル事業については、海老名市、横浜市、相模原市等においても実証実験として開始しているため、「湘南地域」という記述のみでよいか検討いただきたい。	地域を限定する必要がないことから、「湘南地域において」の部分を削除する。

b 「B 既に計画に盛り込んでいるもの」

- 豊かな自然や宮ヶ瀬湖周辺地域の特性等を生かし、魅力ある地域づくりを進めるため、宮ヶ瀬湖周辺の活性化の推進や地域振興と発展を図ることを目的とし、宮ヶ瀬ダム周辺振興財団を中心として観光DMOに取り組んでいるので、追記をお願いしたい。

c 「C 今後の取組の参考とするもの」

- 7つのエリアにおける人流データ図(KDDI Location Analyzer提供)の※印において、「～その観光地の観光客の実数とは異なります。」となっている。観光の中心地においては「人流データ」及び「入込観光客数」の両方の数値を参照すべき。

d 「D 計画に反映できないもの」

目次	該当頁	照会回答	対応
7	38	観光資源の特徴として、自然、景観、花などに関するものが比較的多いと記載しているが、その所在地である「津久井地域」をイメージさせる表現がない。	いずれの箇所も、観光データから読み取れたエリアごとの観光資源の特徴を表したもので、特定のスポット紹介までは記載していない。なお、施策を行うに当たっては、地域の特徴や意見を踏まえた展開を行う。
	45	豊富なコンテンツとしてキャンプ場を挙げているが、「道志川」については言及されておらず、場所がイメージしづらいと思われる。	

エ 今後の予定

令和5年1月以降	第4回神奈川県観光審議会	で改定案を審議
令和5年2月	国際文化観光・スポーツ常任委員会	で改定案を報告
令和5年2月以降	神奈川県観光審議会から	答申
令和5年3月	神奈川県観光振興計画	を改定

(3) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた観光施策の対応について

ア 全国旅行支援「いざ、神奈川！」

(ア) 概要

神奈川県を訪れる方の旅行を対象とした全国旅行支援「いざ、神奈川！」を実施する。旅行需要の分散、地方への観光に対する配慮の観点から、平日における地域クーポンの上乗せや、鉄道、バス、タクシー・ハイヤー、航空、フェリーなどの交通を含む旅行商品の割引上限額の上乗せ設定などを行う。

(イ) 予算額

241億7,311万円（令和3年度からの繰越）

※ 財源は、国補助金（地域観光事業支援）

(ウ) 対象者

神奈川県民含む47都道府県の居住者

※ ワクチン3回以上の接種済証又は陰性証明の確認を行う

(エ) 割引適用期間

令和4年10月11日（火）から令和4年12月27日（火）

(オ) 割引額等（全国一律）

区分	割引率	上限額 （1人当たり）	地域クーポン
宿泊旅行	40%	交通付8,000円／泊	平日：3,000円 休日：1,000円
日帰り旅行		その他5,000円／泊	
		5,000円	

(カ) 団体旅行枠

予算額の2割を団体旅行（貸切バスを利用するもの）の専用の予算額として確保

(キ) 販売実績（令和4年10月31日現在（速報値））

a 旅行割引

区 分	割引原資 当初配分額※1 A	販売実績		執行率 B/A
		金額※1 B	件数	
旅行事業者 ・OTA※2	71億9,391万円	8億8,603万円	77,322件	12.3%
宿泊事業者	33億555万円	4億5,997万円	46,085件	13.9%
船舶・鉄道事業者	5,500万円	1,280万円	2,951件	23.3%
合 計	①105億5,447万円	②13億5,880万円	126,358件	12.9%

※1 万円未満切捨てのため、合計は一致しない場合がある。

※2 OTA：OnlineTravelAgentの略称。インターネット上だけで取引を行う旅行会社

b 地域クーポン

割引原資 想定額 A	区分	販売実績		執行率 B/A
		金額 B	件数	
③91億9,384万円	発行分	12億8,813万円	436,135件	14.0%
	利用分	④6億8,675万円	276,363件	7.5%

c 合計

割引原資配分額 A (①+③)	販売実績	執行率
	金額 B (②+④)	B/A
197億4,831万円	20億4,555万円	10.4%

イ 全国旅行支援「いざ、神奈川！（第2弾）」

(ア) 概要

国は、年明け以降の観光需要喚起策について、今後の感染状況を見極めた上で、年明け以降、実施する方針を示しており、本県においても、必要な事業費を予算計上する。

(イ) 予算額

63億5,153万円（令和4年度12月補正予算（その2））

※1 財源は、国補助金（地域観光事業支援）

※2 全額繰越明許費を設定

(ウ) 対象者

神奈川県民含む47都道府県の居住者

※ ワクチン接種済証又は陰性証明の確認を行う可能性あり

(エ) 割引適用期間

年明け以降（今後の感染状況の動向を踏まえつつ、国発表後に決定）

(オ) 割引額等（全国一律）

区分	割引率	上限額 （1人当たり）	地域クーポン※
宿泊旅行	20%	交通付5,000円／泊	平日：2,000円 休日：1,000円
日帰り旅行		その他3,000円／泊	
		3,000円	

※ 原則として電子クーポン

【参考】 かながわ旅割について

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、地域経済を活性化させるため、神奈川県内の旅行に対する割引を行う。

(2) 予算額

92億150万円（令和3年度からの繰越）

※ 財源は、国補助金（地域観光事業支援）

(3) 対象者

神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、静岡県の居住者

(4) 割引適用期間

令和4年4月6日（水）から令和4年10月10日（月）

※ 令和4年4月29日（金）から令和4年5月8日（日）の期間を除く。

(5) 割引額等

対象商品	割引前の販売価格	割引額	クーポン
宿泊旅行 日帰り旅行	10,000円以上	5,000円	2,000円
	6,000円以上	3,000円	2,000円
	3,000円以上	1,500円	1,000円

※ ワクチン接種済証や陰性証明の確認を実施。

(6) 販売実績（令和4年10月11日現在）

ア 旅行割引

区 分	割引原資 当初配分額 ※1 A	販売実績		執行率 B/A
		金額※1 B	件数	
旅行事業者	15億3,358万円	7億3,583万円	63,842件	48.0%
宿泊事業者	27億3,854万円	22億6,700万円	262,716件	82.8%
OTA※2,3	11億3,923万円	12億8,063万円	263,304件	112.4%
船舶・鉄道事業者	6,572万円	6,104万円	15,342件	92.9%
合 計	①54億7,708万円	②43億4,451万円	605,204件	79.3%

※1 万円未満切捨てのため、合計は一致しない場合がある。

※2 O T A : OnlineTravelAgentの略称。インターネット上だけで取引を行う旅行会社

※3 実施時期の延長に伴い、執行状況を勘案しながら、再配分を行ったため、執行率は100%を超えている。

イ クーポン

割引原資 想定額 A	区分	販売実績		執行率 B/A
		金額 B	件数	
③21億9,083万円	発行額	26億8,889万円	1,372,072件	122.7%
	利用額	④20億2,378万円	960,602件	92.4%

※ クーポンの割引原資は、旅行割引の原資配分額にあわせて、想定額を設定した。実際には、発行額が想定額を上回ったが、利用額は想定額の範囲内であった。

ウ 合計

割引原資配分額 A (①+③)	販売実績	執行率
	金額 B (②+④)	B/A
76億6,791万円	63億6,829万円	83.1%